

節税対策としての保険活用

法人税の節税対策として生命・医療保険活用はよく使われている手法といえます。利益を圧縮する方法として、生命・医療保険を活用している会社は少なくありません。

会社が**契約者(保険料負担者)**となり、経営者を**被保険者(保険の対象となる人)**にします。

この契約形態をとれば、会社が支払う**保険料**は会社の**経費**となります。そして保険事故(経営者の死亡)が発生した場合、**死亡保険金の受け取り**を会社とします。

たとえば、利益が出ている期に保険料を100万円支払えば、約30万円(100万円×法人実効税率を30%と単純計算)が節税できる仕組みです。(保険商品によっては、全額経費となるものや半分が経費となるものなど様々ございますので一概に支払額がそのまま経費となるわけではございません)節税を売りにしている多くの生命保険等がありますが、保険に入っただけでは節税はできません。その保険契約をどのように運用するかによります。

活用方法

⑥ 利益の一部を翌年度以降に繰り越すことができます。

当期は経費となり節税が図れますが、解約・満期及び保険事故の時に利益となるため翌年度以降に繰り越す効果があるといえます。

⑥ 積立のある保険(解約・満期時に返戻金のある保険)は、利益調整に用いることができます。

ただし、返戻率が変動しますので、解約の時期に留意する必要があります。一番返戻率のいい数年間ずっと利益がでており解約できず、メリットが減殺されたということもございます。

退職金の資金、赤字補てん、急場の運転資金等に利用されるのが一般的です。

⑥ 保険は毎年払い続ける必要があるため、設定に留意が必要です。

多額の利益が出たために、それにあわせて保険料を設定してしまうと、翌年以降の資金繰りに影響を与えかねませんので金額の設定にはご留意が必要となります。

一般的に契約してから3年未満での解約は、ほとんどお金が戻りません。

公的な共済制度

㊦ 中小企業倒産防止共済

中小企業倒産防止共済は文字通り取引先が倒産して多額の売掛金が回収できなくなったために自分の会社が倒産してしまうといった事態などに備えるための制度です。掛金を全額損金算入が認められており、必要な資金を積み立てることができます。

㊦ 小規模企業共済

個人事業主や中小企業の経営者が、老後の生活費等を積み立てるために個人で加入できる制度です。

この制度は、会社ではなく経営者個人が自分の収入の中から積立てをする仕組みになっています。その為、厳密には掛金それ自体は損金に算入されるわけではありません。

しかし、掛金の分を経営者の給与に上乘せするという形をとれば掛金の額が損金に算入できます。また、経営者が掛金を支払えばその分は所得から控除されますので、経営者の側でも所得税はかかりません。結果的に、掛金を直接損金に算入するのとまったく同じ効果が得られます。

注意事項

それまで全額経費処理が認められていた保険が、突然国税庁の通達で一部分しか経費として認められなくなったことがございましたし、経費の算入時期等変更されたものもございます。保険会社もこれにあわせて全額損金算入できる新商品を開発・販売しているようですが、思っていた効果が国税庁の鶴の一声で得られなくなる事もございます。

保険についてご検討されておられましたら、お気軽に担当者までお問い合わせください。

